

高松市都市計画道路網検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画道路網の検討調査の実施に当たり、都市計画道路の新設、計画の存続、変更、廃止等の再編案の方向性と、今後の整備優先順位等について、都市計画関連分野の専門的な観点から検討を行うため、高松市都市計画道路網検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため次に掲げる事項について検討する。

- (1) 都市計画道路網の再編に関すること。
- (2) 都市計画道路の整備優先順位の設定に関すること。
- (3) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は公開する。ただし、委員会が非公開とすることが適当と判断した場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(代理出席)

第6条 第3条第2項第2号の委員は、やむを得ない事情がある場合は、その職務を代理する者を出席させることができる。

(作業部会)

第7条 第2条各号に掲げる所掌事項について、必要な意見及び資料の収集、分析及び検討を行うため、委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表に掲げる部会長及び部会員によって構成する。

3 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会は、必要があると認めるときは、委員又は部会員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市整備局都市計画課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の検討委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、第2条の規定による所掌事務の完了をもって、その効力を失う。

別表（第7条関係）

役 職	局 名	課 名	職 名
部会長	都市整備局	都市計画課	課長
部会員	都市整備局	都市計画課 住宅・まちづくり推進室	室長
		都市計画課	課長補佐
		交通政策課	課長
		道路整備課	課長